



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員
は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師
上ル七観音町637 第41長栄
カーニープレス四條烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

東日本大震災から1年半

府内の被災者の現状と課題

東日本大震災から1年半が経過した現在、京都府内には避難者770世帯、746人が住んでいる(10月12日現在、京都府災害支援対策本部発表)。とりわけ、福島第一原子力発電所付近の住民は、震災の被害だけでなく放射線の影響による健康被害の不安を抱えている。1日も早く、すべての被災した方々がその人たちが暮らしを取り戻せるよう、総合的・包括的な支えが必要である。(関連4面)

来院時の取り扱いについて

2012年10月1日以降、被災した方々が医療機関に来院した場合の一部負担金の取り扱いについては、免除証明書をお持ちの方で、かつその免除証明書の有効期限が切れていない場合のみ、免除対象となる(2013年2月28日まで)。9月30日までは免除証明書の提示が不要の場合もあつたが、10月1日以降は有効期限が切れていない免除証明書を提示した場合にのみ窓口負担免除となるので、留意いただきたい。

国から示されている助成対象地域は福島の広野町、楢葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(下図)。なお東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う

被災者を支援する法となりつつあるか

6月21日に国会成立した「東京電力原子力事故による被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、極めて重要な意味を持っている。同法は理念法・基本法であり、国は法律に基づいた制度や支援策の具体化を求められている。

町、葛尾村、飯館村(下図)。なお東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う金が発生せず、現物給付となるのでご注意ください。

北小路博央氏の追悼

改正国税通則法リハール調査(3面)
震災避難者への府アンケート(4面)

主な内容

- 北小路博央氏の追悼 (2面)
- 改正国税通則法リハール調査 (3面)
- 震災避難者への府アンケート (4面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度(所得補償、傷害疾病保険)
- ◆積立傷害保険
- ◆自動車保険・火災保険

上記事業は(有)アミスが取扱っています。
☎075-212-0303

警戒区域等以外の被災者も、加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることもある。被災者のうち府内に避難した方で、八幡市・京丹後市・南丹市・木津川市国保に加入している方に対して、一部負担金を免除している。被保険者証の他に市町村独自の免除証明書を持参された場合は、一部負担金は発生せず、現物給付となるのでご注意ください。

対象とすべき被災者が「支援対象地域」(法では「その地域における放射線量が政府による非難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」)に住んでいても、自主的に避難した他の地域に住んでいても、同様に適切に行われなければならないとしたこと(第二条2)。三つめに「原子力を推進してきたことに伴う社



会的な責任」が国にあることを認め(第三条)、政府に対し、施策実施のための必要な法制上または財政上の措置を講じるよう義務付けていること。四つめに「放射性物質の汚染による調査」を「きめ細かく」「継続的に」行い(第六条)、その結果も踏まえて「支援対象地域」は毎年見直すとしたこと(付則)。そして、「被災者たる子ども及び妊婦が医療を受けたときに負担すべき費用」の減免等の施策を国が講じるよう定められたことである。

主張

去年の10月に、文部科学省は今までの「原子力発電」副読本に替り新しく小学生、中学生、高校生向けに「放射線副読本」を作成した。副読本は、電力会社幹部が役員を務める財団法人日本原子力文化振興財団が委託を受けて作成したものである。これをうけて生徒たちに放射線に関する教育をしようとしている。

いづれの副読本も、まずは水仙から出ている自然放射線を写した見た目に美しい

放射線の危険性に言及せず 小中高生向け「放射線副読本」

「放射線に完全になくしてベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

今、我々は脱原発を自指し運動している中、子どもたちはこのような副読本で教育されようとしていることに注意をしなければならぬ。私たちが、今回の福島原発事故、そしてヒロシマ、ナガサキ、ビキニで起きた事実から、放射線の危険性に関する正しい知識を包み隠さず未来を担う子どもたちに伝え教える義務がある。そして、子どもたちはそれを知る権利がある。私たちは一部の都合だけで子どもたちの権利を奪ってはならない、それを許してはならない。

医療ツリズムとは、居住国と異なる国地域を訪ねて医療サービスを受けることであり、主に安い手術代や薬剤費、高度医療技術、臓器移植、美容手術、健康診断など、自国では不可能、高価求めている結果が得られない医療を受けることを求めて、先進工業国の患者や途上国の富裕層などが他国へ渡航するのが中心である▼民主党は2010年6月、医療ツーリズムを新成長戦略の柱と位置付けたが、現場においていざ始めるにあたり、施設、医療機器などハードの整備・更新、医療スタッフ、医療通訳などソフトへの多額の投資にせまられる。現在、医療レベルが低い国であっても、たとえば中規模病院を新設し、各分野の専門家を招聘すれば、そこで完結させられるのであり、検診それに引き続き医療を提供する程度を求めるのならば他国にわざわざ行き続ける必要がなくなる。また、国際情勢により簡単に交流が停止することは昨今、見ている▼10月8日、山中伸弥教授のノーベル賞受賞で日本国中は沸きかえった。iPS細胞(人工多能性幹細胞)の実用化により新薬開発、治療が絶望視されているさまざまな重病・難病への治療、また細胞移植という再生医療が大きく前進することは間違いない。日本ではできない画期的な医療に繋がれば、人類への貢献とともに産業としての未来がある。(木風)

さらに、「人類は放射線の存在する中で生まれ進化し、私たちは日常生活でも放射線を受けています」

「リスクを完全になくしてベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

「リスクを完全になくしてベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

「リスクを完全になくしてベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

「リスクを完全になくしてベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

保険医新聞の発展に功労 北小路博央先生がご逝去



元京都府保険医協会監事の北小路博央先生(享年83歳、北)が、9月11日にご逝去されました。北小路先生は、1972年から理事、84年から88年まで副理事長、91年から96年まで監事をされ、長きにわたり協会活動に携わっていただきました。特に新聞担当として保険医新聞の発展に尽力。全国保険医団体連合会でも機関紙部長を務められるなどしました。先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。葬儀は14日(日)にしめやかにとり行われ、協会名誉理事長の山田亮三氏が「畏敬する先輩」に向けた弔辞を捧げられました。

追悼

竹内 周徳(名誉理事長)

謹んで故北小路博央先生のご霊前に捧げます。

秋には、先生との会食を楽しみにしておりましたのに、一度とお目にかかれなくなりしました。

淋しいです。悲しいです。府立医科大学病院勤務時代、先生は第一外科教室の医局長として怖いような存在でしたが、親しくしていただくようになりましたのは、昭和47年、相前後して保険医協会の理事に就任してからでした。以来今日まで、時には私の良き教師として、時には無二の良き友として、ご支援していただき感謝にたえません。

保険医協会では、二十数年一貫して新聞部を担当し、全国保険医団体連合会(保団連)でも機関紙部長として、読まれる新聞、親しまれる新聞でなければならぬ。

後年は副理事長、

ならない、との信念を貫かれ、熱き情熱を注いでこられました。役職を退かれてからも多数の連載ものを投稿され、終始保険医新聞の充実に尽力してこられ、先生の誠実で温厚なお人柄と相まって、先生を知る多くの人々から、敬愛され慕われてきました。

保団連の常任幹事として会議に、毎月第二日曜、朝一番の新幹線で、今は亡き菱本先生と私の3人で十数年東京へ通いましたね。また東京では幾度か、保険医療改善反対、診療報酬引き上げ要求、などの横断幕を握りながら、白衣デモで大通りを一緒に歩いたことも思い出します。

保険医協会の30年史の大事の編纂も、先生の尽力があったればこそ、の感謝でした。後年は副理事長、

また室町時代、北小路家の初代当主が我が国最初の女科(産婦人科)の専門医

と致します。

深更に及ぶ麻雀もよくやったり、また私の郷里の月山に登り、一面花盛りのお花畑の真ん中で弁当をついたこともありましたね。

北小路家に伝わる絵巻物を見せたいこともありました。江戸天保の時

上に飢死する者多く、その惨状を救うため、北小路家16代目の当主たちが主となり、資金面は当時業種も営んでいた鳩居堂(寺町通姉小路角に現存)が受け持ち、三条河原に救小屋を開

設して治療にあたった絵などがかかれており、この大事業は1年数カ月も続けた由で、その行動力と慈悲深い志に、深い感銘を覚えたものでした。

また室町時代、北小路家の初代当主が我が国最初の女科(産婦人科)の専門医

と致します。

先生との思い出が、頭の中を駆け廻ります。

万感胸に迫り、そよ吹く秋風も蕭蕭として空しく、惆悵の情益々巡り来て、哀悼の思い止まざるを如何にせんや。

唯唯、ご冥福をお祈りするばかりです。

室町時代から綿綿と続いてきた医家の21代目の当主としての気苦労もあつたことと思いますが、22代目としてのご子息も名古屋の方で活躍されておられると聞いております。我が国医界の名家として、これからも末長く継承されていくことでありましょう。

先生、どうか安らかに眠りください。そのうち私もそちらに参ることになります、それまでのお別れと致します。

と致します。

協会会員のための企画

お申し込みは京都府保険医協会事務局(☎075-212-8877)まで

2012年度 地区医師会との懇談会のご案内	下京東部医師会	11月14日(水) 午後2時~ ホテル日航プリンセス京都
	中京西部医師会	11月26日(月) 午後2時30分~ 中京西部医師会事務所
	乙訓医師会	12月10日(月) 午後2時~ 乙訓医師会会議室
	与謝・北丹医師会	12月15日(土) 午後3時15分~ (懇親会 午後5時~) プラザホテル 吉翠苑

医事担当者勉強会

日時 11月21日(水) 午後7時~(1時間程度)
場所 京都府保険医協会・ルームA (左下地図参照)
内容 ①参加者からの話題提供
②保険医協会事務局からのワンポイントレクチャー
対象 医療機関で医事業務に従事する方
参加費 資料のコピー代のみ 申込み 不要 (自由にご参加下さい)
※原則奇数月の第3水曜日に定例で開催しています。
※警報発令などによる急な中止の連絡については、京都府保険医協会のホームページにて案内いたします。

医療安全担当者交流会

日時 11月10日(土) 午後2時30分~4時30分
場所 京都府保険医協会・会議室
テーマ 「医療担当者泣かせの患者への対応—ここだけの話」
報告 高木 真二 医事部課長(新河端病院)
松尾 美幸 弁護士(京都中央法律事務所)
申込み 11月2日(金)までにお申し込み下さい。
※定員70人に達し次第、お断りする場合がございます。
主催 京都府保険医協会

第4回 医療事務担当者向け講習会

受付開始

日時 11月22日(木) 午後2時~4時30分
場所 登録会館・大ホール (中京区烏丸通御池上ル二条殿町546-2)
地下鉄烏丸御池駅より徒歩1分
内容 第1部 日常医事業務研究会(医療事務担当者からの演題発表)
第2部 講習会「失敗しない『届出医療管理』—入院、食事、リハビリも、多額の返還金を回避せよ!」
※届出医療管理、適時調査対策のポイントをコンパクトに解説!!
定員 100人限定(事前申込制、先着順、定員に達し次第締切)
参加費 1人1,000円(資料代、会場代分担として)
申込み 「参加申込用紙」(グリーンペーパー10月号に掲載)にてお申し込み下さい。

新規開業医向け「保険講習会B」

日時 11月15日(木) 午後2時~4時
場所 京都府保険医協会・ルームA (上地図参照)
内容 ①新規個別指導 ②医療法立ち入り検査対策
対象 新規開業前後の医師、従業員の方
(新規開業の先生でなくても、日常診療整備の目的でご参加下さい)
※資料準備の都合上、前日までにお電話にてお申し込み下さい。
(保険部 ☎075-212-8877)
※次回(保険講習会A)は①保険診療基礎知識、②レセプト審査がテーマです。

第24回 環境ハイキング

~錦秋の西山南部を巡る~ (完成しつつある京都第二環状道路)

日時 11月23日(金・祝)
※前日夜の天気予報で京都府南部の降水確率が60%以上の場合は中止
集合 午前9時 阪急電鉄・長岡天神駅改札口(約14km、5時間)
行程 長岡天神駅—八条ヶ池—長岡天神—にそと工事館(みちしるべ)—土御門天皇陵—十三仏—柳谷観音(楊谷寺)—浄土谷(西山大仏)—天王山—酒解神社—宝積寺—大山崎美術館—山崎蒸留所—大山崎駅
参加費 無料・交通費自弁(昼食・飲料・雨具などは各自ご用意下さい)
主催 京都府保険医協会 京都府歯科保険医協会

消費税増税調査にご協力ください!

返送は11月15日までに

野田内閣は、国民の6割が反対しているにもかかわらず、民意を無視して2014年に8%、2015年に10%に税率を引き上げる消費税増税法を成立させました。税率引き上げは決められましたが、医療機関にとって死活問題となる増税の解消策はいまだに示されていません。

協会は増税法施行までに、財務省や厚生労働省に対して医療機関の実態に基づいて増税解消を求めるため、会員医療機関における消費税増税の実態を6年ぶりに調査することといたしました。つきましては、一人でも多くの会員のご協力をお願いする次第です。

調査票は10月5日付で会員にお送りしました。会員ご自身でご記入いただくか、顧問税理士に依頼できる場合は、顧問税理士に記入をお願い下さい。

改正国税通則法 10月からリハーサル調査

徴税権限の強化や手続きの重視など

国税通則法が改正され、2013年1月1日以降の調査から適用されることとなった。国税庁は適用に向け、「法施行後における税務調査手続きを円滑かつ適切に実施する観点から平成24年10月1日以後に開始する調査から(中略)先行的に取り組む」として改正法に対応した「リハーサル調査」を始めるとした。

また、帳簿類等の持ち帰りについてはこれまで法律上明確に認められていなかったが、今回の法改正で「提示・提出」「留置き」について規定された。ただし、コピーをめぐる問題や「預り証」と返還要求など、実際に改正法が適用される中で課題となるものがいくつか出てくる。

確定された「申告是認」通知、「修正申告等の勧奨」を文書で交付することが義務化された。今後、これらについて新たにルール化が図られると思われる。

金融共済だより

保険医年金「加入者証」送付 「積立金のお知らせ」について

保険医年金第59次普及時期に加入いただいた、2012年9月1日付加入分の「加入者証」を10月5日付で送付しました。

この「加入者証」は、一時金請求、年金受給請求の際に必要なもので、大切に保管して下さい。字句、枚数、加入者番号等に誤りがありましたら、協会事務局までご連絡下さい。

「積立金のお知らせ兼生命保険料控除証明書」については、10月末日頃三井生命本社から送付する予定です。積立金額は、2012年8月末現在の金額となっております。基本年金額の試算も掲載されており、ご参照下さい。

税務調査講演会

新国税通則法実施で 税務調査はどう変わる?

—強化される徴税攻勢にいかに対応するか—

日時 11月11日(日) 午後1時30分～
場所 京都府保険医協会・会議室
講師 岡田 俊明氏
(税理士・青山学院大学大学院法学研究科招聘教授)
主催 保団連近畿ブロック 経税部



また、このお知らせの下段に、生命保険料控除証明書が適用になります。ただし、新旧両制度で生命保険料控除を適用・申告される場合は、4万円が控除額の上限になります。

い。保険医年金は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。個人年金保険料控除には該当しませんのでご注意ください。

今年新規加入をされた方で、控除証明書が必要な方は、協会事務局までご請求下さい。三井生命保険株式会社が送付いたします。

2012年 7月1日から

改正育児・介護休業法の適用

従業員100人以下の事業主にも

2012年7月1日から、これまで適用が猶予されていた従業員100人以下の事業主にも改正育児・介護休業法による以下の制度が適用されるので、ご留意いただきたい。

①短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度(1日の労働時間を原則として6時間とする措置)を設けなければ

- ・短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと
- ・日々雇用される労働者でないこと
- ・1日の所定労働時間が6時間以下でないこと
- ・労使協定により適用除外が必要。

留意点

運用だけで実施されているだけでは不十分。就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要。

対象

短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと
日々雇用される労働者でないこと
1日の所定労働時間が6時間以下でないこと
労使協定により適用除外が必要。

手続

短時間勤務の適用を受けるための手続きは就業規則等の定めによる。事業主は、適用を受けようとする従業員にとって過重な負担を求めないこと

必要な配慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限などの制度に関する手続きも参考にしながら就業規則を定めることが必要。

②所定労働時間の制限

3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない。

留意点

あらかじめ制度が導入される、就業規則等に記載が必要。

対象

原則として3歳に満たない子を養育するすべての男女従業員(日々雇用者を除く)。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員について、労使協定がある場合は対象とならない。

手続

所定外労働制限の申出は、1回につき、1カ月以内

「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上も

③介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日

10日まで、1日単位で休暇を取得することができる。

留意点

介護休業は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える。

必要。

対象

原則として、対象家族の介護、その他の世話をすべての男女従業員(日々雇用者を除く)が対象。ただし、勤続年数6カ月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象とならない。

手続

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出ること。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等は事後となっても差し支えないこととする。

伊藤 眞一 著 (東京保険医協会糖尿病症例談話会)

糖尿病の保険診療

開業医のためのQ&A 2012年版

保険医協会会員は
特価 2,800円!!
(送料込)

伊藤眞一先生による「最終決定版」です!!
Q&A形式の本著は、全国の保険医の先生方に愛されているベストセラーです。
実践的内容最新情報を盛り込んだQ&A形式で、症例紹介、レセプト請求例も充実!先生方の糖尿病に関する「どうしたらいい?」の疑問にお答えします。

お申し込みは、書籍名・冊数・宛先・連絡先・所属協会名を明記のうえ、
FAX:03-5339-3449 東京保険医協会へ。
お問い合わせは TEL:03-5339-3601

協会推薦本

震災・原発問題の特集

震災避難者 京都府がアンケート 住まい・健康に深刻な状況

府は、避難者へ支援者、行政などさまざまな立場の方が参加できる集まり「プラットフォーム」を定期的に開催しており、9月15日開催時に、そのアンケート結果を公表した。

回答者の状況は、73%の世帯が福島県からの避難、そのうち62%が自主避難。全体の70%が行政あつせんの公営住宅等（入居口から3年間は家賃無料）に居住し、54%の世帯に18歳未満の子どもがおり、34%が母子のみとなっている。

京都府を避難先に選んだ理由は、「放射能の影響が少ない地域で生活するため」が最も多く、また、京都府の対応が素早く、適切であったことなどを挙げている方が多い。

京都府は6月中旬、東日本大震災の避難者（当時）419世帯（967人）を対象にアンケートを実施、184世帯から回答を得た（回収率44%）。

日本は必ず脱原発を！ 韓国の原発問題を学習

保団連近畿ブロックは9月20日、キャンパスプラザ京都において、韓国・東国（トングク）大学教授の金益重（キムイクチュン）氏を講師に、「韓国の原発問題」について講演会を開催、41人が参加した。

韓国では現在23基の原発が稼働。数年後には28基、12年後には42基になると政府は計画している。世界一の密集度となる。福島第一原発事故を受けて、多くの国では脱原発へ政策を転換したが、韓国、アメリカ、フランス、カナダでは政策の変化がなかった。

住まいに関し、今後の居住地について、「今はわからない」方が35%と最も多く、京都府内に永住を希望している方は33%である。

一人ひとりの思いを結集

バイバイ原発きょうとフォーラム

10月10日、京都アスニーにおいて「バイバイ原発きょうとフォーラム」が開催された。参加者は200人。

同フォーラムは、「オール京都」にふさわしい幅広い発言者を集めた対話・交流を通じてバイバイ原発の運動の輪を大きく広げること、2012年3月の円山野外音楽堂での「バイバイ原発きょうと」に続く来春

のイベント成功につながることを目的に「バイバイ原発きょうと」実行委員会準備会が企画した。



脱原発への思いを語る渡邊理事

り、難しい課題ではあるが、避難者の立場に立った丁寧な支援が必要であるといえる。

健康については、ゆううつで気分が沈みがちななど精神面を中心に不調を訴える方が多い一方で、「特に受診や相談を受けていない」との回答が78件と、「病院や医療院等で診てもらっている」との回答が21件と、

それぞれの発言では、「脱原発」に対する思い、そしてそれに向けて行ってきた活動の紹介、今後に向けた抱負などが語られた。

また、1分りレポートも行われ、15人の参加者が発言。それぞれの思いや活動状況、イベント企画情報などを紹介した。

終了時には、主催者から「この間、多くの人たちが訴え続けている脱原発の運動に対し、原発推進派が盛り返そうと躍起になっている。一進一退のつなひきが続くが、腰をすえて原発をなくすという思いを結集し、大きな力にしなければならぬ」と挨拶。また、

伏見で被ばくを考える講演 避難者との対話も

協会は、被ばく問題を医療者の大きな課題の一つと捉え、福島からの避難者の方たちの不安や要望など実態に即した声を集約したいと、伏見のももやま子ども文庫、避難者へ支援者をつぶ京都ネットワーク「みんなの手」と連携。最初の活動として、9月6日に避難者も含めた伏見区民を対象とした被ばくについての市民公開講座を開催した。飯田哲夫理事が講師を務め、参加者は24人となった。

講演後、参加した避難者からは「地元では不安を不

安として声に出せない」「被ばくすることへの恐怖よりも、外出など制限された生活に息苦しきを感じて避難した」など生活実態を訴える声や、今も福島にいたる家族知人を心配し、「少しでも被ばくを避けるためにはどうしたらいいか」などの質問が出された。

大間原発建設再開に抗議！ ただちに建設断念を

ただちに建設断念を

政府は9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、原発の40年運転制限を厳格に適用、規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、原発の新設・増設は行わない、という3原則を打ち出した。そして、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、電

府は9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、原発の40年運転制限を厳格に適用、規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、原発の新設・増設は行わない、という3原則を打ち出した。そして、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、電

府は9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、原発の40年運転制限を厳格に適用、規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、原発の新設・増設は行わない、という3原則を打ち出した。そして、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、電

府は9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、原発の40年運転制限を厳格に適用、規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、原発の新設・増設は行わない、という3原則を打ち出した。そして、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、電



講演する金益重氏

処理など、太陽光に比べはるかにコストがかかる。しかし、日本と同じように、韓国政府は、安全性に関する嘘や、補助金支給等で地域経済を依存させ、市民をだまし続けている。

また、韓国の原発では、脱原発は可能だろうか。韓国において、反原発運動

は、立地地域だけの運動に留まり、反原発運動は別に行われていた。しかし、東電福島第一原発事故により、「核なき社会のための共同行動」（韓国にある市民団体すべてが加入する）が設立され、反核運動としても取り組むようになった。

そして、政策の大きな転換のためには、12月に行われる大統領選挙が重要である。第1野党である民主党候補たちが脱原発を意思表明しているが、公約ではない。今後の働きかけが重要

は、立地地域だけの運動に留まり、反原発運動は別に行われていた。しかし、東電福島第一原発事故により、「核なき社会のための共同行動」（韓国にある市民団体すべてが加入する）が設立され、反核運動としても取り組むようになった。

は、立地地域だけの運動に留まり、反原発運動は別に行われていた。しかし、東電福島第一原発事故により、「核なき社会のための共同行動」（韓国にある市民団体すべてが加入する）が設立され、反核運動としても取り組むようになった。

環境放射線モニタ 無料レンタルします

自分で測る安心

協会では、ガンマ線を測定できる環境放射線モニタを無料でレンタルします。この機会に、気になる地点の放射線を測定されてはいかがでしょう。

測定結果は、測定器とともにお渡しする測定データの記入表に記入していただき、そのコピーを測定器の返却時にあわせてご提出下さい。いただいたデータをもとに測定マップを作る予定です。

過失による故障や紛失した場合は、弁償をお願いします。
◆送料はご負担下さい◆測定器は2台です。
申し込み順で、しばらくお待ちいただく場合があります。

- レンタル期間 1医療機関につき1週間以内
- 検出方式 シンチレーション式
- 測定線種 ガンマ線

HORIBA Radi(ラディ) PA-1100

半経過した現在でも、多くの人が被ばくの恐怖を抱え、先の見通せない生活を強いられている。協会は、こうした状況下で原発の建設を再開するなどの言語道断とし、大間原発建設再開に断固抗議。建設断念を求め、10月12日に野田首相、枝野経産相、電源開発株式会社へ抗議文を送付した。

保険診療



在医総管理算定患者が途中で特定施設に入居した場合の取扱い

Q、在宅時医学総合管理 できないのでしょうか？
料を算定している患者が今月、途中で特定施設に入居しました。自宅に1回訪問し、特定施設に1回訪問し、在宅時医学総合管理料は算定し、学総合管理料で算定します。自宅等への訪問診療が2回

A、特定施設入居時等へ

新春特集号 会員の投稿募集

新春号は「ふくろう」にまつわるアレコレを募集します。写真・随筆(1000字程度)、なんでも結構です。締切は12月3日。

第12回 文化講座

日時 11月4日(日) 午後2時~
場所 京都府保険医協会・会議室
講演 本居宣長が見た 京都と『古事記』

講師 佛教大学 歴史学部 歴史文化学科 教授 斎藤 英喜氏
定員 40人(要申込)



講師からのコメント

今年は『古事記』が作られて1300年目にあたる記念すべき年です。『古事記』という本を今のように有名にしたのが、江戸時代中期の国学者・本居宣長です。ところで、宣長は若い時代に医者になるために数年間、京都に遊学していました。その京都時代を記した詳しい日記もあります。そこには祇園祭のことや南座の歌舞伎見物、内裏拝観などのことも出てきます。江戸時代の京都の暮らしと、『古事記』の研究とはどのように結びつくのか。宣長の日記をご紹介します。日本の文化の「原型」とされる『古事記』の神話世界を見ていきたいと思います。

改定版 医療安全対策の常識と工夫

69

いわゆる東海大学安楽死事件に関する1995年3月28日の判決の中で、安楽死における刑事罰免責の4条件が提示されました。以下にその条件の要旨を挙げます。

- ①患者の激しい肉体的苦痛、②死の不可避性と死期の切迫、③他の代替手術の不存在、④患者の明らかな意思表示。

上記のように比較的分かりやすく提示されたにも関わらず、警察が関与する

安楽死における刑事罰免責の条件と尊厳死

わが国、安楽死事件は後を絶たないのが現状です。し

「尊厳死」と混同されての多くは、これら4条件を満たしてはいなかったのでは？との疑問を投げかけられることが少なくありません。安楽死問題が刑事事件となると警察が関与する

ため、協会としても詳細な調査が困難となります。しかしながら、限られた情報の中から、安楽死事件の渦中にいる医師に関する報道を見ていると、安楽死

本尊厳死協会の説明を引用します。「安楽死は、助かる見込みがないのに、耐え難い苦痛から逃れることもできない患者の自発的要請にこた

えて、医師が積極的な医療行為で患者を早く死なせること」

「尊厳死とは、傷病により『不治かつ末期』になつたときに、自分の意思で、死にゆく過程を引き延ばす

「京都市国民健康保険 被保険者証の更新」の訂正について

10月9日のメディアバックに同封しました「平成24年10月から国民健康保険被保険者証の年度更新を行います。」のリーフレットについて、京都市より下記のような訂正の連絡がありました。ご留意いただきますようお願いいたします。

②リーフ表面「イ 退職被保険者・退職被扶養者」の退職被保険者の被保険者証イメージ図の下の注意書き、及びリーフ表面「2 65歳年齢到達により退職被保険者から一般被保険者へ切り替わる場合の被保険者証の表記について」修正前「(注)平成〇〇年〇〇月〇〇日より退職非該当」と印字します。→修正後「(注)平成〇〇年〇〇月〇〇日以降は退職非該当」と印字します。なお、詳しくは保険医協会のホームページをご参照下さい。

シリーズ 環境問題を考える

- 115 -

再生可能エネルギーは基幹エネルギー源になりうるか

持続可能な社会を構築するための中心課題の一つはエネルギーであるが、原発が現在も将来においても不適切であることが明らかになり、また化石燃料は地球温暖化問題、そしてなによりも資源の枯渇ゆえ、持続可能なエネルギー源には成りえない。では太陽・月・地球の天体エネルギーに由来する太陽光・風力・水力

「再生可能エネルギー」による「再生可能エネルギー」の試算で見ると100%可能であることが示されている。さらに長期的な見通しに立つ「再生可能エネルギー」

まず原発を太陽光・風力(非ダム式小規模)水力・地熱・バイオマス発電で代替することができると、千葉大学・倉阪研究室「再生可能エネルギー」による試算で見ると100%可能であることが示されている。さらに長期的な見通しに立つ「再生可能エネルギー」

エコキャップ運動 ぜひご参加を!

フクチンの大切さを多くの子どもに知ってほしいという趣旨で始まったエコキャップ運動。第一弾では京都小児科医会の協力を得



前進座初春公演 観劇会

小石川養生所を取り巻く「絆」の物語

赤ひげ

山本 周五郎/原作 『赤ひげ診療譚』より
田島 栄/脚色
十島 英明/演出

日時 2013年1月6日(日) 昼の部(午前11時~)

場所 四条「南座」

定員 50人(申込先着順・第1次締切11月30日)

料金 1等席(12,500円)を 7,000円にて

演目 「雪祭五人三番叟」「赤ひげ」

雪祭五人三番叟

早春の雪の中 乱舞する五人の三番叟 躍動感あふれる華やかな舞台

高瀬 精一郎/構成
西川 鯉三郎/作舞

古来、三番叟は初春の声であった。ぴたりと揃った動きと“瞳”に溢れる気迫。種蒔きから五穀豊穡を祈念する勇壮な舞へと盛り上がる中——そこに降り出す突然の雪。精根尽き果てそうになる1人を4人が励ましながら、一気にクライマックスへ。京都南座では初お目見えとなる、前進座女優による、力強くも華やかな舞踊をお楽しみ下さい。

マスコミに改善の必要性訴え

他医療機関の受診制限 管理栄養士の配置義務化

京都府保険医協会は10月4日、保団連が開催したマスコミ懇談会に出席し、「入院中患者の他医療機関受診制限」と「入院施設への管理栄養士配置義務化」



保団連とマスコミとの懇談

の問題について、改善の必要性を、参加したマスコミ各社に訴えた。今回のマスコミ懇談会には、朝日、読売、共同通信社、時事通信社、赤旗、じほう、日刊医療新聞、キャリアブレイン、賃金と社会保障の9社11人が参加。京都協会からは、当会で府内の眼科医を対象に実施した「入院中の患者の他医療機関受診に係るアンケート調査」(2011年12月26日

11月のレセプト受取・締切

基金 国保	8日 (木)	9日 (金)	10日 (土)	労災	12日 (月)
	○	○	◎		◎

※○は受付窓口設置日、◎は締切日。
受付時間：基金 午前9時～午後5時30分
国保 午前8時30分～午後5時15分
労災 午前9時～午後5時

2012年1月10日)の結果、及び「管理栄養士の配置に係るアンケート調査」(2012年5月17日～6月21日)の結果を紹介。入院患者の他医療機関受診を制限することは、的確な治療を受ける機会が奪われ、患者が最も不利益を被る。患者の栄養管理は必

要であるが、小規模病院や有床診療所にまで、管理栄養士の配置を義務化するとは、その必要性、人材確保、コストの面から問題であり、小規模入院施設から病床を奪いかねないなどと、保団連、同じく出席した長崎協会とともに訴えた。

これらの問題には参加した多くのマスコミが関心を示し、じほうがMEDIFA(10月5日付)で、しんぶん赤旗が10月11日付で、キャリアブレインがCBニュース(10月10日付)で、それぞれ当会のアンケート調査結果などを報道した。

11月の無料相談日

- ◆**税理士**
11月28日(水)午後2時～
担当 山口税理士
 - ◆**建築士**
11月14日(水)午後2時～
担当 川内建築士
 - ◆**ファイナンシャルプランナー**
11月15日(木)午後1時～
担当 三井生命のFC
 - ◆**雇用管理**
11月15日(木)午後2時～
担当 河原社会保険労務士
- ※法律相談は随時。下記のとおり。

訃報

平野洋一氏(享年69、上京東部) 9月3日(逝去) 謹んで哀悼の意を表します。

Qさん一家のことを書く。ただぼくの開業医時代には親しい交際がなかった。でも、どうしても人の噂もまじってくるので正確な話からそれることがあるかもしれない。ぼくの知っているQさんは口大野村の村長だった。大きな生糸縮緬商の主人。当時は丹後縮緬の全盛期で、当地方では多数の縮緬屋が乱立し、朝から夜まで家々の機場から織機の音が響いていた。父は村内唯一の開業医だったから、ぼくは機屋の内部など全く知識がなかった。Qさんが村長になったのも、やはり縮緬製造による財力が大きな要因であったに相違ない。

ひょうへい 漂萍の記 老いて後 補遺

谷口 謙 (北丹) <23>

日を決めておいでになるのは前に少し書いた。ぼくには姉が2人あり、上がぼくより一廻り上、つまり丑年だった。そして下は10歳年長である。2人の姉にはそれぞれ友人関係もあつただろうし、5、6人だったと

当時上の姉が21歳とする。Qさんの娘さんだ。ここで思い出したQ氏の事件のことを書く。Q氏が東京に行かれ箱根に廻られた。その時、当地の某旅館に、
「アス イク トーキョウ」
との電報を打っておかれた。Qさんが着いたら宿の門前に礼装姿の人が並んで待ち受けていた。Q侯爵と間違えられたのである。Q

養子系

氏は頭をかいて父にこの話をした。ぼくは横にいてこの件を聞いたのである。ぼくが小学校の頃か、あるいは中学に入ってからかもしれない。ぼくは「Qさんはどうなつたんだろう」と父に聞いた。父はぼくから目を逸らし、小声で言った。
「Qのことだ。おそらく金をばらまいたんだろう。商売人だから。Qさんと父との交流を信じていたぼくは驚いた。」

もう古いことになるが、Q氏夫人とぼくの母が一緒に旅行したことを家妻が覚えていた。ぼくが結婚したのが昭和26年10月のことだから、まだその頃、Q氏はおいでだろうか。Q氏の娘さんはごく近在の同業の家から養子を迎えられた。この青年の薄い記憶は残っている。折り返し正しい立派な人柄だったと思っている。この人との間に2人の娘さんがあった。姉妹とも美人で、上の方がまた養子を買われた。今回は当地の某金融機関にお勤めの方だった。この方の顔形がどうしても脳裏に浮かばない。区長や寺の総代も勤められたから、必ずお会いしていると思うのだが。

Q氏宅のような家が、美人系、養子系と呼ぶのだから。いや、養子系なる言葉はぼくの創作かもしれない。Q氏の娘さんは100歳に近く毎週2回、デイサービスにお通いであると聞いた。

第42回憲法と人権を
考える集い
日時 11月18日(日)
午後1時30分
場所 シルクホール
内容 無縁社会を
考える「パネリスト湯浅誠氏」
「湯浅誠氏(反貧困ネットワーク事務局長、②基調報告、③パネルディスカッション)「無縁社会を
考える」パネリスト湯浅誠氏
「橋本俊昭氏(同志社大学教授) 板垣淑子氏(NHK報道局社会番組部おはよう日本チーフプロデューサー) 吉田太一氏(キープーズ有限会社代表取締役)

主催 京都弁護士会
(075・231・2336)

法律相談室 相談体制を 拡充・リニューアル!!

いつでも どこでも どんなお困りごとにも対応します!

- ◆**さまざまなご相談に対応**
●雇用労働問題・近隣との紛争・民事介入暴力・金銭トラブル・交通事故・離婚・遺言・相続・事業継承・その他医療全般に関連する法務など
- ◆**先生の希望される弁護士をご紹介**
●弁護士は各分野を数多く手がける協会顧問弁護士事務所の弁護士3人のほか、協会の諸活動に特別に協力して下さることになった協力弁護士11人の中から自由にお選びいただけます。

弁護士		所属事務所
顧問弁護士事務所	助 立 明	京都中央法律事務所
	江 頭 節 子	京都中央法律事務所
	松 尾 美 幸	京都中央法律事務所
協力弁護士	赤 井 勝 治	赤井・岡田法律事務所
	石 川 寛 俊	石川寛俊法律事務所
	鵜 飼 万 貴 子	米田泰邦法律事務所
	小笠原 伸 児	京都法律事務所
	竹 下 義 樹	つくし法律事務所
	富 永 愛	富永愛法律事務所
	新 阜 創 太 郎	つくし法律事務所
	西 村 幸 三	西村法律事務所
	本 田 里 美	つくし法律事務所
	三 重 利 典	葵法律事務所
	若 松 豊	赤井・岡田法律事務所

- ◆**随時、必要なときに相談可**
●先生のご都合の良い日を弁護士と日程調整します。
- ◆**相談料は無料(但し、1事案につき1回限り)**
●1事案につき1回の無料相談を超えてのご相談は、個別契約に移行し有料になります。(各種弁護士事務所の規定による金額)
※お問い合わせは協会事務局：総務部会まで (075-212-8877 FAX 075-212-0707)